

平成22年度

生徒指導上の諸問題の状況について

平成23年8月

義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

# 平成22年度 暴力行為・いじめ・不登校・高等学校中途退学の状況（概要）

暴力行為の発生件数	1,013件（前年度 1,154件）	* 12.2%減
いじめの認知件数	389件（前年度 554件）	* 29.8%減
不登校児童生徒数	1,209人（前年度 1,272人）	* 5.0%減
中途退学者数（公・私立高）	350人（前年度 389人）	* 10.0%減

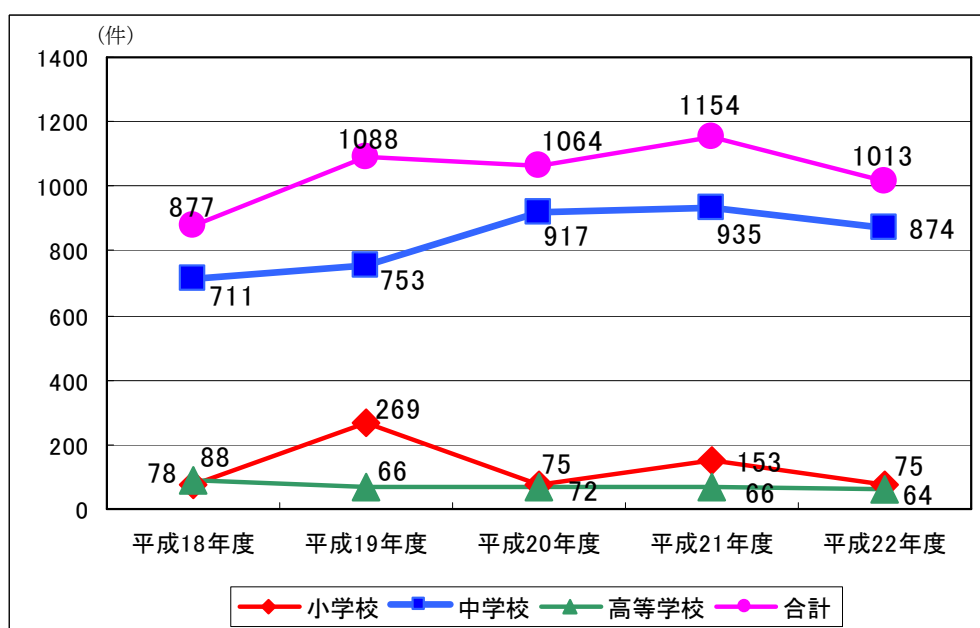
## 1 暴力行為

＜表1 暴力行為の発生件数＞

年度 [全学校数]	小学校		中学校		高等学校		計		
	平成21年度 [196校]	平成22年度 [188校]	平成21年度 [79校]	平成22年度 [77校]	平成21年度 [33校]	平成22年度 [32校]	平成21年度 [308校]	平成22年度 [297校]	
学校内	発生件数	149件	73件 (▲76)	876件	812件 (▲64)	54件	60件 (6)	1079件	945件 (▲134)
学校内	発生学校数	36校	20校 (▲16)	53校	52校 (▲1)	23校	19校 (▲4)	112校	91校 (▲21)
学校外	発生件数	4件	2件 (▲2)	59件	62件 (3)	12件	4件 (▲8)	75件	68件 (▲7)
学校外	発生学校数	3校	2校 (▲1)	26校	30校 (4)	9校	3校 (▲6)	38校	35校 (▲3)
発生件数計		153件	75件 (▲78)	935件	874件 (▲61)	66件	64件 (▲2)	1154件	1013件 (▲141)

※（ ）内の数は、平成21年度と比較した増減数を表す。なお、▲は減少を表す。

＜表2 暴力行為の発生件数の推移＞



※ 平成18年度調査から、「胸ぐらをつかむ」など対象とする程度や内容が例示されている。

公立小学校、中学校及び高等学校の児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は1013件であり、前年度の1154件より141件（12.2%）減少している。小学校での発生件数は75件であり、前年度の153件から半減した。また、中学校では、前年度より61件の減少となった。高等学校では、ここ数年70件前後で推移している。

学校内で暴力行為が発生した学校数は91校で前年度より21校減少しており、特に、小学校は、本年度16校減少し20校となった。学校外で発生した学校数は35校である。

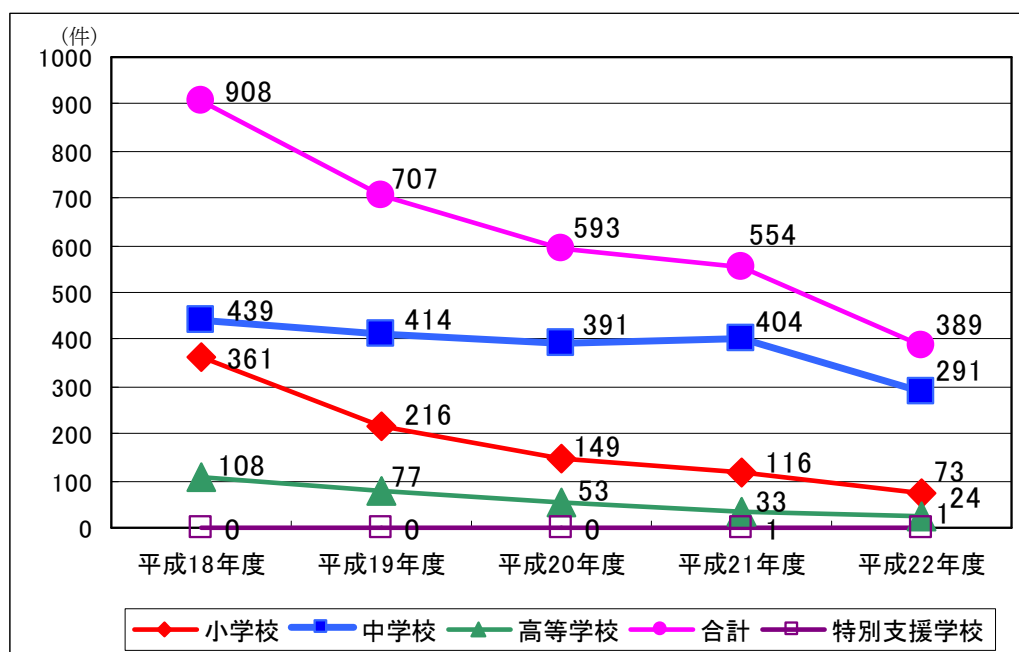
## 2 いじめ

＜表3 いじめの認知件数及び認知学校数＞

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	平成21年度 [196校]	平成22年度 [188校]	平成21年度 [79校]	平成22年度 [77校]	平成21年度 [45校]	平成22年度 [44校]	平成21年度 [8校]	平成22年度 [8校]	平成21年度 [328校]	平成22年度 [317校]
認知件数	116件	73件 (▲43)	404件	291件 (▲113)	33件	24件 (▲9)	1件	1件 (0)	554件	389件 (▲165)
認知学校数	50校	40校 (▲10)	56校	48校 (▲8)	15校	14校 (▲1)	1校	1校 (0)	122校	103校 (▲19)

※（ ）内の数は、平成21年度と比較した増減数を表す。なお、▲は減少を表す。

＜表4 いじめの認知件数の推移＞



※ 平成18年度調査から、いじめの定義が変更されている。

公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は389件であり、前年度より165件（29.8%）減少し、「いじめ」の定義が変わった平成18年度以降最も少なくなっている。小学校、高等学校では、平成18年度以降連続して減少している。中学校では近年横ばい状態にあったが、今回は前年度より113件減少した。認知学校数についても、小学校、中学校、高等学校で前年度より減少した。

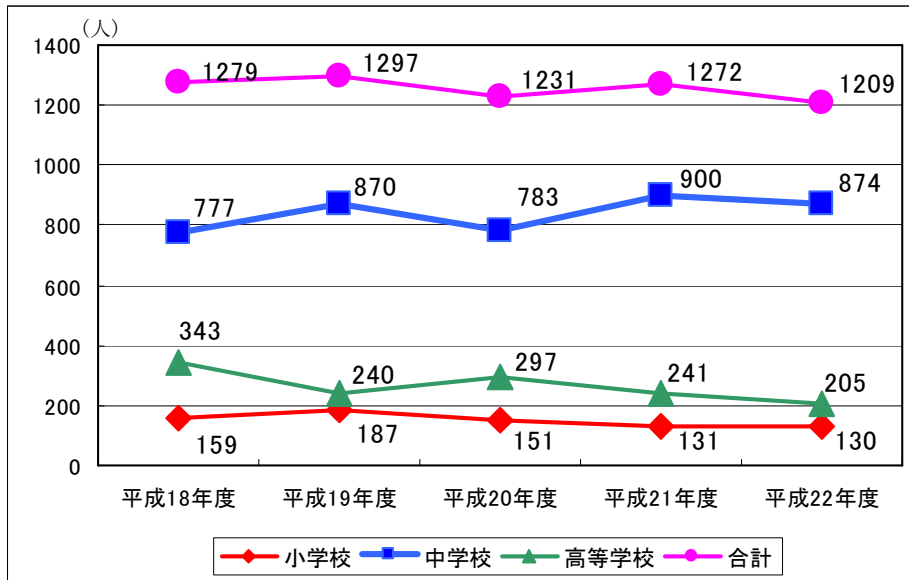
### 3 不登校

<表5 不登校児童生徒数>

	小学校		中学校		高等学校		計	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
不登校児童生徒数	131人	130人 (▲1)	900人	874人 (▲26)	241人	205人 (▲36)	1,272人	1,209人 (▲63)

※ ( ) 内の数は、平成21年度と比較した増減数を表す。なお、▲は減少を表す。

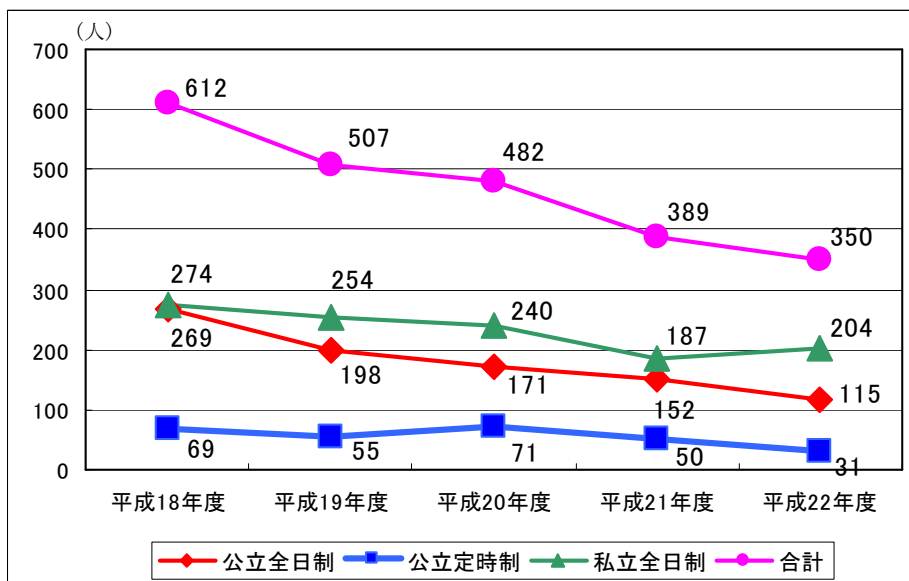
<表6 不登校児童生徒数の推移>



公立小学校、中学校及び公立高等学校において年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は1209人であり、前年度より63人(5.0%)減少した。

### 4 高等学校中途退学

<表7 中途退学者数の推移>



公・私立高等学校における中途退学者数は、350人であり、平成21年度の389人より39人減少した。中途退学率(中途退学者の在籍者数に占める割合)は、1.3%(公立全日制0.6%、公立定時制6.4%、私立3.5%)であり、平成18年度以降連続して減少している。

# I 暴力行為について

## 1 暴力行為の発生件数等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件数	小学校	26	78	269	75	153	75
	中学校	566	711	753	917	935	874
	高等学校	47	88	66	72	66	64
	合計	639	877	1088	1064	1154	1013
学校数	小学校	10	17	25	内 24、外 5	内 36、外 3	内 20、外 2
	中学校	58	67	60	内 58、外20	内 53、外26	内 52、外 30
	高等学校	24	29	24	内 21、外 3	内 23、外 9	内 19、外 3
	合計	92	113	109	内103、外28	内112、外38	内91、外35

## 2 暴力行為の形態別の状況

		対教師暴力			生徒間暴力			対人暴力			器物損壊	合計		
		校内	校外	計	校内	校外	計	校内	校外	計	校内	校外	計	
小学校	H21	44	1	45	79	2	81	2	1	3	24	149	4	153
	<b>H22</b>	<b>18</b>	<b>0</b>	<b>18</b>	<b>43</b>	<b>1</b>	<b>44</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>10</b>	<b>73</b>	<b>2</b>	<b>75</b>
中学校	H21	243	3	246	457	30	487	1	26	27	175	876	59	935
	<b>H22</b>	<b>193</b>	<b>3</b>	<b>196</b>	<b>465</b>	<b>39</b>	<b>504</b>	<b>0</b>	<b>20</b>	<b>20</b>	<b>154</b>	<b>812</b>	<b>62</b>	<b>874</b>
高等学校	H21	6	0	6	33	9	42	0	3	3	15	54	12	66
	<b>H22</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>37</b>	<b>3</b>	<b>40</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>20</b>	<b>60</b>	<b>4</b>	<b>64</b>
計	H21	293	4	297	569	41	610	3	30	33	214	1079	75	1154
	<b>H22</b>	<b>212</b>	<b>3</b>	<b>215</b>	<b>545</b>	<b>43</b>	<b>588</b>	<b>4</b>	<b>22</b>	<b>26</b>	<b>184</b>	<b>945</b>	<b>68</b>	<b>1013</b>

### 3 加害児童生徒の学年別内訳

(単位:人)

区 分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小 学 校	学校内	0	5	4	14	16	27	66
	学校外	0	1	0	1	0	0	2
	合 計	0	6	4	15	16	27	68
中 学 校	学校内	201	265	210	/			676
	学校外	15	40	36				91
	合 計	216	305	246				767
高等学校	学校内	37	22	13	/			72
	学校外	0	4	1				5
	合 計	37	26	14				77

### 4 加害児童生徒に対する学校の対応

(※複数回答有、単位:人)

		小学校	中学校	高等学校	計
指導した者	学級担任や他の教職員が指導	57	584	77	718
	校長、教頭が指導	35	196	71	302
	養護教諭が指導	7	74	0	81
	スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリング	3	16	18	37
	その他の者が指導	4	46	14	64
連携した機関等	警察等の刑事司法機関等と連携した対応	2	82	3	87
	児童相談所等の福祉機関等と連携した対応	2	37	0	39
	病院等の医療機関等と連携した対応	0	32	1	33
	地域の人材や団体等と連携した対応	4	18	0	22
	その他の専門的な関係機関等と連携した対応	5	6	0	11
指導等の内容	被害者等に対する謝罪指導	45	503	67	615
	ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導	52	434	76	562
	友人関係を改善するための指導	40	317	68	425
	保護者の協力を求めて家族関係等の改善・調整	18	225	7	250
	教職員との関係改善	10	101	0	111
	当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意	11	47	12	70
	個別に学習支援	8	44	18	70
	その他	4	27	0	31

## II いじめについて

### 1 いじめの認知件数等の推移

区 分		平成17年度
発生件数	小学校	28
	中学校	131
	高等学校	37
	特別支援学校	0
	合 計	196
発生学校数	小学校	20
	中学校	32
	高等学校	20
	特別支援学校	0
	合 計	72

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
認知件数	361	216	149	116	73
	439	414	391	404	291
	108	77	53	33	24
	0	0	1	1	1
	908	707	594	554	389
認知学校数	94	76	64	50	40
	62	52	53	56	48
	24	23	23	15	14
	0	0	1	1	1
	180	151	141	122	103

### 2 いじめの学年別内訳

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	3 4.1%	6 8.2%	10 13.7%	13 17.8%	21 28.8%	20 27.4%	73
中学校	128 44.0%	118 40.5%	45 15.5%	/			291
高等学校	16 66.7%	5 20.8%	3 12.5%				24
特別支援学校	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%				1

### 3 いじめの態様別の状況

(※ %は、各学校種の総認知件数における割合。複数回答有。)

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全 体
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	53 72.6%	153 52.6%	17 70.8%	1 100.0%	224 57.6%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	13 17.8%	57 19.6%	7 29.2%	0 0.0%	77 19.8%
仲間はずれ、集団による無視をされる	19 26.0%	47 16.2%	2 8.3%	0 0.0%	68 17.5%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	10 13.7%	47 16.2%	2 8.3%	0 0.0%	59 15.2%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	1 1.4%	29 10.0%	10 41.7%	0 0.0%	40 10.3%
嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	8 11.0%	26 8.9%	4 16.7%	0 0.0%	38 9.8%
金品をたかられる	1 1.4%	14 4.8%	5 20.8%	0 0.0%	20 5.1%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	1 1.4%	11 3.8%	2 8.3%	0 0.0%	14 3.6%
その他	2 2.7%	10 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	12 3.1%

#### 4 いじめ発見のきっかけ

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学校の教職員等が発見		27	107	8	1	143
内 訳	学級担任が発見	18	47	2	1	68
	アンケート調査など学校の取組により発見	6	31	3	0	40
	学級担任以外の教職員が発見(養教、スクールカウンセラー除く)	3	28	2	0	33
	養護教諭が発見	0	1	1	0	2
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	0	0
学校の教職員以外からの情報により発見		46	184	16	0	246
内 訳	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	24	87	4	0	115
	本人からの訴え	13	74	10	0	97
	児童生徒(本人を除く)からの情報	5	15	1	0	21
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	3	6	0	0	9
	地域の住民からの情報	1	1	0	0	2
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	1	0	0	1
	その他(匿名による投書など)	0	0	1	0	1
計		73	291	24	1	389

#### 5 いじめられた児童生徒の相談の状況

(※ 複数回答有)

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任に相談	53	187	13	1	254
保護者や家族等に相談	39	123	7	1	170
学級担任以外の教職員に相談	12	76	8	0	96
友人に相談	6	25	5	0	36
養護教諭に相談	9	26	0	0	35
誰にも相談していない	5	17	2	0	24
スクールカウンセラー等の相談員に相談	7	11	2	0	20
学校以外の相談機関に相談(電話相談やメール等も含む)	3	3	0	0	6
その他(地域の人など)	2	3	0	0	5

#### 6 いじめの対応状況

(1)いじめる児童生徒への対応

(※ 複数回答有)

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任や他の教職員が状況を聞く	71	262	20	1	354
保護者への報告	52	232	17	1	302
学級担任や他の教職員が指導	59	243	20	1	323
いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	51	215	17	0	283
校長、教頭が指導	34	38	16	0	88
別室指導	19	23	1	0	43
養護教諭が状況を聞く	9	24	0	0	33
グループ替えや席替え、学級替え等	16	12	2	0	30
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う	4	10	6	0	20
スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	5	10	2	0	17
養護教諭が指導	5	11	0	0	16
訓告	1	11	1	0	13
出席停止	0	0	—	—	0
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)	1	7	0	0	8
その他	2	10	1	0	13

## (2)いじめられた児童生徒への対応

(※ 複数回答有)

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任や他の教職員が状況を聞く	72	282	22	1	377
学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う	53	180	16	1	250
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	46	188	7	0	241
他の児童生徒に対し、助力・支援を個別に依頼	15	46	6	1	68
養護教諭が状況を聞く	11	44	2	0	57
グループ替えや席替え、学級替え等	21	18	2	0	41
養護教諭が継続的に面談しケアを行う	10	24	1	0	35
スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	9	17	8	0	34
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	6	16	8	0	30
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	17	6	0	0	23
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	6	13	1	1	21
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)	3	7	0	0	10
緊急避難としての欠席	1	2	0	0	3
その他	3	10	0	0	13

## 7 いじめの現在の状況

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
解消しているもの	67	238	21	1	327
	91.8%	81.8%	87.5%	100.0%	84.1%
一定の解消が図られたが、継続支援中	5	38	3	0	46
	6.8%	13.1%	12.5%	0.0%	11.8%
解消に向けて取組み中	1	10	0	0	11
	1.4%	3.4%	0.0%	0.0%	2.8%
他校への転学、退学等	0	5	0	0	5
	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.3%
計	73	291	24	1	389

8 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(※ 複数回答有)

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
	職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	176	70	43	6
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	172	70	27	5	274
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	165	63	25	4	257
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	164	62	15	5	246
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	135	56	33	2	226
教育相談の実施について、教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	102	34	11	1	148
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	87	22	5	1	115
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	60	16	1	1	78
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	42	15	1	1	59
その他	7	3	1	1	12

9 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法

(※ 複数回答有)

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
アンケート調査の実施	179		73		44		8		304	
	40	139	48	25	14	30	1	7	103	201
個別面談の実施	140		73		38		6		257	
	29	111	48	25	13	25	1	5	91	166
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	151		72		4		5		232	
	31	120	47	25	0	4	0	5	78	154
家庭訪問	142		66		10		5		223	
	38	104	46	20	2	8	0	5	86	137
その他	21		12		0		1		34	
	7	14	4	8	0	0	0	1	11	23

※有:該当校のうちいじめを認知した学校の数、無:該当校のうちいじめを認知していない学校の数

### Ⅲ 不登校について

#### 1 不登校児童生徒数の推移（公立小中高等学校）

		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	
小学校	不登校児童数(人)	143	159	187	151	131	130	
	全児童に対する割合(%)	0.26	0.28	0.33	0.27	0.23	0.23	
中学校	不登校生徒数(人)	809	777	870	783	900	874	
	全生徒に対する割合(%)	2.96	2.91	3.22	2.94	3.36	3.31	
小 計		952	936	1,057	934	1,031	1,004	
高等学校	全日制	不登校生徒数(人)	287	256	184	159	136	135
		全生徒に対する割合(%)	1.31	1.21	0.90	0.80	0.70	0.69
	定時制	不登校生徒数(人)	98	87	56	138	105	70
		全生徒に対する割合(%)	16.70	15.68	10.37	25.10	20.43	14.29
小 計		385	343	240	297	241	205	
合 計		1,337	1,279	1,297	1,231	1,272	1,209	

※ 公立小中学校での不登校児童生徒数は、学校基本調査における理由別長期欠席者数の欠席理由の「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の内、「不登校」を理由とする児童生徒数に一致している。

#### 2 不登校となったきっかけと考えられる状況（公立小中高等学校）

(※ %は、各学校種の不登校児童生徒数に占める割合。複数回答有。)

区 分		小学校		中学校		高等学校(全・定)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
学校に係る状況	いじめ	6	4.6%	45	5.1%	1	0.5%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	23	17.7%	188	21.5%	22	10.7%
	教職員との関係をめぐる問題	0	0.0%	16	1.8%	1	0.5%
	学業の不振	8	6.2%	130	14.9%	6	2.9%
	進路にかかる不安	0	0.0%	27	3.1%	8	3.9%
	クラブ活動、部活動等への不適合	4	3.1%	39	4.5%	3	1.5%
	学校の決まりをめぐる問題	1	0.8%	41	4.7%	4	2.0%
	入学、転編入学、進級時の不適合	8	6.2%	43	4.9%	17	8.3%
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	17	13.1%	51	5.8%	5	2.4%
	親子関係をめぐる問題	13	10.0%	113	12.9%	22	10.7%
	家庭内の不和	7	5.4%	48	5.5%	7	3.4%
本人に係る状況	病気による欠席*	24	18.5%	63	7.2%	15	7.3%
	あそび・非行*	1	0.8%	140	16.0%	17	8.3%
	無気力*	28	21.5%	223	25.5%	44	21.5%
	不安など情緒的混乱*	80	61.5%	266	30.4%	48	23.4%
	意図的な拒否*	4	3.1%	34	3.9%	10	4.9%
	上記*のいずれにも該当しない、本人に関わる問題	13	10.0%	65	7.4%	18	8.8%
その他		7	5.4%	7	0.8%	4	2.0%
不明		2	1.5%	9	1.0%	5	2.4%
不登校児童生徒数		130		874		205	

### 3 不登校の学年・男女別内訳（公立小中高等学校）

#### （1）小学校

	学年別						男女別		合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男	女	
20年度(人)	9	9	17	22	43	51	78	73	151
割合(%)	6.0	6.0	11.3	14.6	28.5	33.8	51.7	48.3	
21年度(人)	8	10	8	23	33	49	64	67	131
割合(%)	6.1	7.6	6.1	17.6	25.2	37.4	48.9	51.1	
22年度(人)	5	10	20	20	30	45	59	71	130
割合(%)	3.8	7.7	15.4	15.4	23.1	34.6	45.4	54.6	

#### （2）中学校

	学年別			男女別		合計
	1年	2年	3年	男	女	
20年度(人)	168	306	309	368	415	783
割合(%)	21.5	39.1	39.5	47.0	53.0	
21年度(人)	218	301	381	437	463	900
割合(%)	24.2	33.4	42.3	48.6	51.4	
22年度(人)	171	362	341	427	447	874
割合(%)	19.6	41.4	39.0	48.9	51.1	

#### （3）高等学校

##### ①全日制

	学年別内訳			男女別内訳		合計
	1年	2年	3年	男	女	
20年度(人)	56	67	36	73	86	159
割合(%)	35.2	42.1	22.6	45.9	54.1	
21年度(人)	51	59	26	75	61	136
割合(%)	37.5	43.4	19.1	55.1	44.9	
22年度(人)	52	47	36	75	60	135
割合(%)	38.5	34.8	26.7	55.6	44.4	

##### ②定時制

	学年別内訳				男女別内訳		合計
	1年	2年	3年	4年	男	女	
20年度(人)	31	44	42	21	81	57	138
割合(%)	22.5	31.9	30.4	15.2	58.7	41.3	
21年度(人)	20	33	34	18	69	36	105
割合(%)	19.0	31.4	32.4	17.1	65.7	34.3	
22年度(人)	12	14	30	14	42	28	70
割合(%)	17.1	20.0	42.9	20.0	60.0	40.0	

#### 4 不登校児童生徒への指導結果状況

(単位:人)

区 分	小学校	中学校
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	40	287
指導中の児童生徒	90	587
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	33	134
計	130	874

#### 5 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

(単位:校)

区 分	小学校	中学校
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	22	45
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。	22	43
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	20	42
保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	19	42
登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行くなどした。	19	37
様々な活動の場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した。	21	30
不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	20	30
友人関係を改善するための指導を行った。	21	29
教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。	16	30
全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	19	26
養護教諭が専門的に指導にあたった。	14	28
教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	15	24
教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった。	9	30
授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った。	13	16
病院等の医療機関と連携して指導にあたった。	6	17
その他	0	8

#### 6 相談・指導等を受けた学校内の機関等

(単位:人)

区 分	小学校	中学校
① 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	34	190
② スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	69	331
上記①、②による相談・指導等を受けた実人数	78	433
上記①、②による相談・指導等を受けていない実人数	52	441

## IV 高等学校の中途退学について

### 1 中途退学者数の推移

(公・私立高校) [ ]内は全国、( )内は女子内数

年度	公立						私立			計		
	全 日 制			定 時 制			全 日 制			計		
	在籍者数	退学者数	中退率	在籍者数	退学者数	中退率	在籍者数	退学者数	中退率	在籍者数	退学者数	中退率
8	28,449	392(164)	1.4 [1.9]	615	73(23)	11.8 [15.5]	8,750	510(179)	5.8 [2.8]	37,814	975(366)	2.6 [2.5]
9	27,516	446(163)	1.6 [2.0]	631	76(27)	12.0 [15.2]	8,213	470(195)	5.7 [2.9]	36,360	992(385)	2.7 [2.6]
10	26,610	400(164)	1.5 [2.1]	660	68(24)	10.3 [15.0]	7,803	496(204)	6.3 [3.0]	35,073	964(392)	2.7 [2.6]
11	26,413	376(167)	1.4 [2.0]	697	85(30)	12.2 [15.1]	7,655	461(226)	6.0 [2.9]	34,765	922(423)	2.6 [2.5]
12	26,172	380(187)	1.5 [2.0]	750	131(42)	17.4 [16.1]	7,396	421(195)	5.7 [2.9]	34,318	932(424)	2.7 [2.6]
13	25,567	373(175)	1.5 [2.0]	689	90(39)	13.0 [15.7]	7,111	361(177)	5.1 [2.9]	33,367	824(391)	2.5 [2.6]
14	24,732	307(166)	1.2 [1.7]	692	101(39)	14.6 [14.6]	6,886	325(147)	4.7 [2.5]	32,310	733(352)	2.3 [2.3]
15	23,842	260(117)	1.1 [1.6]	629	77(29)	12.2 [13.9]	6,773	271(119)	4.0 [2.4]	31,244	608(265)	1.9 [2.2]
16	22,987	277(135)	1.2 [1.6]	617	75(35)	12.2 [13.9]	6,528	321(146)	4.9 [2.3]	30,132	673(316)	2.2 [2.1]
17	21,935	267(128)	1.2 [1.6]	588	91(41)	15.5 [14.2]	6,271	248(116)	4.0 [2.2]	28,794	606(285)	2.1 [2.1]
18	21,162	269(138)	1.3 [1.6]	556	69(28)	12.4 [14.5]	6,068	274(123)	4.5 [2.3]	27,786	612(289)	2.2 [2.2]
19	20,365	198(97)	1.0 [1.6]	544	55(19)	10.1 [13.8]	6,036	254(115)	4.2 [2.2]	26,945	507(231)	1.9 [2.1]
20	19,949	171(78)	0.9 [1.4]	552	71(30)	12.9 [13.2]	5,922	240(104)	4.1 [2.0]	26,423	482(212)	1.8 [2.0]
21	19,404	152(63)	0.8 [1.2]	517	50(20)	9.7 [11.8]	5,892	187(91)	3.2 [1.8]	25,813	389(174)	1.5 [1.7]
22	19,570	115(54)	0.6 [ ]	486	31(12)	6.4 [ ]	5,902	204(96)	3.5 [ ]	25,958	350(162)	1.3 [ ]

### 2 中途退学の理由

平成22年度の公立高校の状況 ( )内は女子内数

理由	課程 学年	全 日 制				定 時 制					総 計 (公立全・定)
		1	2	3	計	1	2	3	4	計	
学 業 不 振		2(2)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	3(2)
病 気 ・ け が ・ 死 亡		2(1)	4(2)	1(1)	7(4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(4)
経 済 的 理 由		1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	2(1)
問 題 行 動 等		1(0)	1(0)	2(1)	4(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(1)
進 路 変 更	別の高校を希望	18(7)	9(5)	4(2)	31(14)	4(1)	1(0)	0(0)	0(0)	5(1)	36(15)
	専修・各種学校希望	2(2)	1(0)	1(0)	4(2)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	2(1)	6(3)
	就 職 を 希 望	9(3)	12(2)	5(3)	26(8)	1(0)	6(3)	2(0)	0(0)	9(3)	35(11)
	高等学校卒業程度認定試験を希望	3(1)	9(7)	0(0)	12(8)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(0)	14(8)
そ の 他		2(1)	2(1)	2(1)	6(3)	1(1)	2(1)	1(1)	0(0)	4(3)	10(6)
家 庭 の 事 情		1(0)	1(0)	1(1)	3(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	4(2)
学 校 生 活 ・ 学 業 不 適 応		10(6)	6(3)	2(2)	18(11)	3(2)	2(0)	1(0)	0(0)	6(2)	24(13)
そ の 他 の 理 由		0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
計		51(23)	46(20)	18(11)	115(54)	10(4)	13(6)	7(2)	1(0)	31(12)	146(66)
中 途 退 学 率 (%)		0.7	0.7	0.3	0.6	7.6	10.6	5.3	1.0	6.4	0.7

**(1) 主な理由 (公立 : 全定)**

平成 22 年度		平成 21 年度	
① 進路変更	69.2 %	① 進路変更	74.2 %
② 学校生活・学業不適應	16.4 %	② 学校生活・学業不適應	14.4 %
③ 病気・けが・死亡	4.8 %	③ 家庭の事情	4.4 %
④ 家庭の事情	2.7 %	④ 学業不振	2.5 %
④ 問題行動等	2.7 %	④ 病気・けが・死亡	2.5 %
⑥ 学業不振	2.1 %	その他	2.0 %
その他	2.1 %		

**(2) 進路変更の内訳 (公立 : 全定)**

平成 22 年度		平成 21 年度	
① 別の高校への入学を希望	35.6 %	① 就職を希望	47.3 %
② 就職を希望	34.7 %	② 別の高校への入学を希望	29.3 %
③ 高等学校卒業認定試験を受検希望	13.9 %	③ 高等学校卒業認定試験を受検希望	8.0 %
④ 専修・各種学校への入学を希望	5.9 %	④ 専修・各種学校への入学を希望	4.7 %
その他	9.9 %	その他	10.7 %

**(3) 学校生活・学業不適應の内訳 (公立 : 全定)**

平成 22 年度		平成 21 年度	
① もともと高校生活に熱意がない	45.8 %	① もともと高校生活に熱意がない	44.8 %
② 人間関係がうまく保てない	25.0 %	② 人間関係がうまく保てない	24.1 %
③ 学校の雰囲気があわない	16.7 %	③ 授業に興味があわない	13.8 %
④ 授業に興味があわない	12.5 %	③ 学校の雰囲気があわない	13.8 %
		その他	3.5 %

## 1 調査方法等について

### (1) 調査の趣旨等

児童生徒の問題行動等について全国状況を調査・分析することにより、今後の指導の充実を図るため、文部科学省から各県に依頼される届出調査であり、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（一部の調査は市町教育委員会）が対象である。

### (2) 調査期間、調査事項及び内容

- ① 調査の対象期間は平成22年4月1日～平成23年3月31日
- ② 県教育委員会における調査対象は以下のとおりである。
  - ・暴力行為（公立小学校・公立中学校・公立高等学校）
  - ・いじめ（公立小学校・公立中学校・公立高等学校・公立特別支援学校）
  - ・不登校（公立小学校・公立中学校・公立高等学校）
  - ・長期欠席・中途退学（公立高等学校）
- ③ 調査開始年度は以下のとおりである。
  - ・暴力行為 昭和57年（中・高の校内暴力） 平成9年（小・中・高の暴力行為）
  - ・いじめ 昭和60年（小・中・高） 平成6年（特殊）
  - ・不登校 昭和41年（50日以上） 平成3年（30日以上） 平成9年（50日以上を廃止）
  - ・長期欠席 平成16年度
  - ・中途退学 昭和57年

※平成18年度調査から、文部科学省は国立、私立の小・中・高等学校も対象に加えた。

### (3) 調査方法

公立小中学校の問題行動等の状況については、文部科学省から県教育委員会を通じて、市町等教育委員会に調査票を配付する。市町等教育委員会は、管下の各学校の状況を調査し、記入の上、提出する。県教育委員会はそれぞれが記入した調査票を集計する。

県立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校の状況については、県教育委員会から各学校に調査票を配布し、それぞれが記入した調査票を県教育委員会が取りまとめ集計する。

県教育委員会は、それぞれの調査票を文部科学省に提出する。

### (4) 調査対象学校数

- ・公立小学校 188校（休校8校を含む）
- ・公立中学校 77校（休校3校を含む）
- ・高等学校 32校（公立）
- ・県立特別支援学校 8校

#### ※ 休校

男木小、女木小、東植田小菅沢分校、安原小戸石分校、多和小慎川分校、広島小、栗島小、高見小  
広島中、栗島中、高見中

## 2 暴力行為の定義について

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引」による)

### (1) 暴力行為とは

暴力行為とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

#### ①「学校内」で起きた暴力行為とは、以下のものをいう。

- ・校内で起きた暴力行為(年末年始の休業日など学校として教育活動が行われていない日・時間帯に起きた場合を除く)
- ・教育課程に基づく校外活動(修学旅行、遠足、社会体験活動等)中に起きた暴力行為
- ・校外での部活動中に起きた暴力行為
- ・通常の時間帯、通学路での登下校中(学用品の購入、工事現場の迂回など、合理的な理由による寄り道や回り道をした場合を含む)に起きた暴力行為

#### ②「学校外」で起きた暴力行為とは、上記①以外のものをいう。

### (2) 文部科学省からの例示

本調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象とすること。

#### ①「対教師暴力」の例

- ・教師の胸ぐらをつかんだ
- ・養護教師めがけて椅子を投げつけた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った

#### ②「生徒間暴力」の例

- ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒に対して暴行を加えた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした

#### ③「対人暴力」の例

- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、暴行を加えた
- ・金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた
- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした

#### ④「器物損壊」の例

- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品(カーテン、掃除道具等)を故意に壊した

なお、上記の複合の場合は、上記の形態名の記述順序の上位の項目をその形態とする。

(「対教師暴力」と「生徒間暴力」の複合の場合は、「対教師暴力」として、「対人暴力」と「器物損壊」の複合の場合では、「対人暴力」として調査数を出す)

また、卒業していても、平成23年3月31日までは当該学校の児童生徒が起こした暴力行為とする。

### 3 いじめの定義について

#### (1) いじめとは

##### ◇ 平成18年度～

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が係わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何からの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

#### ※参考

##### ◇ 平成10年度～平成17年度

この調査において「いじめ」とは、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

##### ◇ 平成6年度～平成9年度

この調査において「いじめ」とは、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。

##### ◇ 平成元年度～平成5年度

この調査において「いじめ」とは、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。」とする(例えば、児童生徒に対するアンケート調査によって、いじめを受けたと回答した人数をそのまま記入するようなことのないように注意すること)。

なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。

#### (2) いじめの認知件数の扱いについて

- ・ いじめの認知に当たっては、いじめはどの子どもにも起こり得るものであることを十分認識した上で、各学校の実情に応じて、アンケート調査や個別面談を実施したり、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等を活用したりするなどの方法により、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けることとし、個々の児童生徒の状況把握を十分に行った上で行うこと。
- ・ 「認知件数」は、平成22年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一人物が反復していじめを受けていても1件として扱う。
- ・ 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。
- ・ 「心理的、物理的な攻撃」の回数が「いじめ」に当たるか否かの判断の基準となるものではないことに留意すること。

## 4 不登校の定義について

### (1) 不登校とは

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く）をいう。なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるものとする。

なお、この調査における「不登校児童生徒数」とは、「平成23年度学校基本調査」において、理由別長期欠席者数（平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間に30日以上欠席した児童生徒数）の項目で、「不登校」を理由とする者として報告した児童生徒数である。

### (2) 「不登校となったきっかけと考えられる状況」の具体的な内容

「不登校となったきっかけと考えられる状況」とは、不登校となった時点において当該児童生徒が置かれている状況のことをいう。

- ① いじめ・・・・・・・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- ② いじめを除く友人関係をめぐる問題・・・・けんか等
- ③ 教職員との関係をめぐる問題・・・・教職員の強い叱責、注意等
- ④ 学業の不振・・・・・・・・・・・・成績の不振、授業がわからない、試験が嫌い等
- ⑤ 進路にかかる不安・・・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等
- ⑥ 家庭の生活環境の急激な変化・・・・親の単身赴任等
- ⑦ 親子関係をめぐる問題・・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発等
- ⑧ 家庭内の不和・・・・・・・・・・・・両親の不和、祖父母と父母の不和等本人に関わらないもの
- ⑨ 病気による欠席・・・・・・・・・・・・医師による診断の有無等に関わらない、心身の病気
- ⑩ あそび・非行・・・・・・・・・・・・遊ぶためや、非行グループに入ったりして登校しない
- ⑪ 無気力・・・・・・・・・・・・無気力でなんとなく登校しない、登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない
- ⑫ 不安など情緒的混乱・・・・・・・・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的混乱によって登校しない（できない）
- ⑬ 意図的な拒否・・・・・・・・・・・・本人が学校に行く意義を認めない、好きなことに集中したい等
- ⑭ その他本人に関わる問題・・・・・・極度の不安や緊張、無気力等で他に特に直接のきっかけとなるような事柄が見あたらないもの

### (3) 「不登校児童生徒への指導結果状況」について

◇ 平成22年度1年間の指導結果を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認められる者をいう。

・1学期中は全く登校できなかつたが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中

で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。

- ・ 中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

◇ 「好ましい変化が見られるようになった児童生徒」とは、学校復帰に向けて例えば、「明るく生き生きとした表情を見せるようになった」、「朝きちんと起きられるようになった」、「身の回りのことを自分で整理するようになった」、「友達と交わることができるようになった」などの状況変化が見られるようになった者をいう。

## 5 高等学校中途退学者の定義について

### (1) 中途退学者とは

平成21年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則第69条第5号の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まないものとする。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由によるものとする。

### (2) 中途退学の理由

- ◎「学業不振」は、高校入学後、学力不足のために授業の進捗についていけず退学した者である。
- ◎「学校生活・学業不適応」は、当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者である。また、「学校生活・学業不適応」の内訳は、以下のとおりである。
  - 「もともと高校生活に熱意がない」は、高校に入学する段階で熱意がない又は入学先が本意として退学した者である。
  - 「授業に興味がない」は、入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、授業がつまらない、興味がもてない等の理由のために退学した者である。
  - 「人間関係がうまく保てない」は、生徒間でのトラブルや教師との問題により退学した者である。
  - 「学校の雰囲気があわない」は、入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、学校の教育・運営方針、環境等に不適応又は反発などの理由により退学した者である。
  - 「その他」は、上記以外の、例えば、交遊関係やアルバイト等による生活の乱れや、部活動での挫折による意欲喪失等の原因により退学した者である。
- ◎「進路変更」は、在籍する高校以外の進路を積極的に希望し、退学した者である。また、「進路変更」の内訳は、以下のとおりである。
  - 「別の高校を希望」は、別の高校への入学を積極的に希望して退学した者である。
  - 「専修・各種学校希望」は、専修学校、各種学校、職業能力開発施設への入学（所）を積極的に希望して退学した者である。ただし、高等学校卒業程度認定試験受験準備のために、各種学校への入学を積極的に希望して退学した者は、「高等学校卒業程度認定試験を希望」に含める。
  - 「就職を希望」は、就職することを積極的に希望して退学した者である。なお、家業を手伝うこととした者も含める。
  - 「高等学校卒業程度認定試験を希望」の欄は、高等学校卒業程度認定試験を受験することを積極的に希望して退学した者である。
  - 「その他」は、上記以外の、例えば、結婚や、海外における学習等を積極的に希望して退学した者である。
- ◎「病気・けが・死亡」は、病気がち等の理由のため欠席日数が多くなって退学した者や、病気や交通事故等によるけが、死亡により退学した者である。
- ◎「経済的理由」は、保護者の事情等により、家計が困難になり退学した者である。
- ◎「家庭の事情」は、家庭状況の変化によるもので経済的理由以外のもの、例えば、保護者の事情のために退学した者である。
- ◎「問題行動等」は、例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学にいたった者である。
- ◎「その他の理由」は、理由が不明なもの、理由が複合していて分別不可能なものである。